

## 第5章 リユースモバイル事業者認証ロゴマーク使用規程

### 第1条（目的）

この規程は、リユースモバイル事業者認証を受けた事業者（以下「認証事業者」という。）がリユースモバイル事業者認証ロゴマーク及びリユースモバイル事業者認証（バッテリー関連）ロゴマーク（以下「認証ロゴマーク」という。）を使用するにあたり、認証事業者とRMJとの間の権利関係等を定めるものである。

### 第2条（適用範囲等）

この規程は、認証事業者とRMJとの認証ロゴマークの使用に関わる一切の関係に適用される。

### 第3条（使用許可の対象等）

- 1 認証ロゴマークを使用することができる対象物は、許可事業者が使用する以下に該当するものとする。
  - ① 許可事業者が運営する買取・販売事業のホームページ
  - ② パンフレット等の印刷物
  - ③ 看板（リユースモバイル認証登録をした事業所のみ）
  - ④ のぼり旗（リユースモバイル認証登録をした事業所のみ）
  - ⑤ 名刺（リユースモバイル認証登録をした事業所のみ）
  - ⑥ その他、前各号に類するもの
- 2 前項①および②において認証ロゴマークを使用する際は、認証番号に加え、買取・販売を行う場所または総務省が公表しているリユースモバイル事業者の情報を基に作成したリユースモバイル事業者の情報公表ページのURLを併記するものとする。
- 3 フランチャイザーにおける使用の許諾の範囲は、フランチャイズ契約をしている屋号での使用に限る。

### 第5条（使用上の遵守事項）

使用許諾を受けた認証事業者は、認証ロゴマークを使用する際には、以下の事項を遵守しなければならない。

- ① 使用許諾を受けた事項以外に使用しないこと。
- ② 認証ロゴマークを別紙の「リユースモバイル認証ロゴマークを別紙の「リユースモバイル事業者認証ロゴマークデザインガイドライン」または「リユースモバイル事業者認証（バッテリー関連）ロゴマークデザインガイドライン」に従って使用し、改変しないこと。
- ③ 認証ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡、貸与、再許諾、質入れその他一切の類いの行為をしないこと。
- ④ 認証ロゴマークを使用した対象物または対象物の写真を遅滞なくリユースモバイル事業者事務局に提出すること（ただし、名刺は除く。）。認証ロゴマークを使用した対象物または対象物の写真を提出する場合は、書面又はディスク等の媒体、電子メール等で行うこと。

第6条（その他）

- 1 RMJは、必要に応じ、この規程を変更することができる。
- 2 この規程に定めのないものその他不明な事項は、RMJ事務局へ問い合わせるものとする。

附則

この規程は、2020年4月1日から施行する。